

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日は休日)
に当たる日は、
が登録

告

示

鳥取県知事第十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三條第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同條第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月一日

鳥取県知事 西尾 四次 次

告示 青少年に有害な図書類の指定

三 次

保健医の登録

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業計画の変更の認可

県営土地改良事業計画の変更

土地改良事業の認可（二件）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて

の同意を求めるための発起人の届出

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

選管即ち

選舉管理委員会委員長の住所及び氏名

選舉管理委員会委員長の職務代理人の指定

教委告示

ふぐ処理師試験等の実施

公報

鳥取県交通安全計画の要旨

正謹

昭和六十一年十一月鳥取県教育委員会告示第十九号中訂

指定番号	種別	題 目	号 号	發 行 記号等	類 別	表 示 さ れ た 発 行 所 名
2457	雑誌その他 の刊行物	おそぞ復興部 落のしおく	G L— チ D	アリス出版		
2458	"	東京桃色市場 桃色の初戀	G L— チ A	アリス出版		
2459	"	ニュー Cream 少女は怯え あるえる太股	N C— 1—G	アリス出版		
2460	"	E R O S • U P 名器透視	E P— 1—G	クライスラー・プロ		
2461	"	S E X Y E Y E S 熟女舌技	S I— 1—G	クライスラー・プロ		
2462	"	タッチ V O L. 14	T T— 1—G	D o 企画		
2463	"	ブッサイ・ガール	G L— チ 1	D o 企画		

昭和61年12月2日

鳥取県取扱報

2464	"	陰核刺激「生代本番挿入」 SOSOTTE	GL- チB	Do企画	2480	"	劇画スペシャル	1月号	雑誌 0 3 6 1	ミリオン出版株 3 - 1
2465	"	Dorime 裏写世界の淫花たち 太股不倫插入	DM- 1-G	童里夢社						
2466	"	シェイプ 少女朱唇	SE- 1-G	童里夢社						
2467	"	マロン	GL- チ2	童里夢社						
2468	"	G E K I G A Z I P P E R 9月 5日増刊号 17歳 夏の恋	雑誌 0 3 6 3	考友社出版株式 会社						
2469	"	にゃんにゃん少女隊 9月号	雑誌 1 6 9 4	株式会社サン出版						
2470	"	G A L, S K I S S 9月号	雑誌 1 2 9 2	三和出版株式会社						
2471	"	アップル通信 12月号	雑誌 0 1 5 5	三和出版株式会社						
2472	"	スノップ・マガジン 12月号	雑誌 1 5 4 7	株式会社ラン出版						
2473	"	ギャルズアクション 1月号	雑誌 0 2 5 8	考友社出版株式 会社						
2474	"	PENTHOUSE 1月号	雑誌 0 7 9 7	株式会社講談社						
2475	"	ザ・ベスト MAGAZINE 1月号	雑誌 1 4 0	KKベストセラ ーズ						
2476	"	漫画ラブ&ラブ 12月号	雑誌 4 9 1	㈱セブン新社						
2477	"	漫画プラザ 12月号	雑誌 1 3 - 12	株式会社著者社						
2478	"	漫画アイドル どっきり天使 12月増刊号	雑誌 ド 0 7 8 -12/15	辰巳出版株式会社						
2479	"	漫画スーパーエロス 1月号	雑誌 1 8 3 2	株式会社司書房 5 - 1						

鳥取県知事第千四百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十四号）第四十一条ノ五第一項の規定に基づいて、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年十二月一日

鳥取県知事 西 尼 四 次

氏 名	登録の記印及び番号	登録の年月日
中 村 達 彦	鳥医第三、四八五号	昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事第千四百四十九号

土地改良法（昭和一十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基いて、次のとおり上北条土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 河本三男	変更前 倉吉市下吉川一六八
	変更後 倉吉市下吉川一六八一

鳥取県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大原千町土地改良区が行う土地改良事業（団体営場整備事業大原千町第二地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年十一月二十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営樹園地農道網整備事業小倉地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）三谷奥地区区画整理）を昭和六十一年十一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第千八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下権（岩田）地区区画整理）を昭和六十一年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千十号

赤崎町が行う土地改良事業に係る尾張地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月一日

昭和六十一年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項

鳥取県知事 西 尾 邑 次

漁業者調書の縦覧

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

岩美郡岩美町大字田
後四五三

加入区	漁業の区分	場 所	期 間
漁業者調書の縦覧			

昭和六十一年十二月三日から二十日間
三 縦覧に供する場所
赤崎町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

大久保 常 藏

岩美郡岩美町大字田
後九五丁一

山 口 政 信

岩美郡岩美町大字田
後八五丁一

水 野 行 則

水 野 行 則

区後加入

沖合底
き網漁業

協同組合

昭和六十一年
十二月二十六日から
まで岩美郡岩美町大字網
代四〇〇十二

山 根 勝 実

岩美郡岩美町大字岩
本三九〇

網代加入

沖合底
き網漁業

協同組合

中 村 修 美

岩美郡岩美町大字網
代一〇六

業網代加入

沖合底
き網漁業

協同組合

板 倉 高 司

業網代加入

沖合底
き網漁業

協同組合

鳥取県告示第千十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十六号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百八十七条第一項の規定に基づき、次のとおり選挙管理委員会の委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第一条第四項の規定により告示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

住 所 面 谷 規 夫
境港市花町八

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七条第三項に規定する選挙管理委員会の委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定した

第三号の表の米子市農業協同組合の項中 「西支所 米子市西三柳」

「西支所 米子市西三柳」に収める。
金融東支店 米子市西三柳

ので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二日

住 所 鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫
倉吉市下田中町一三四 友 松 五 郎 氏 名

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をする。

昭和六十一年十二月二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	地 積 形 状	所 在 地	所有者
荒神原の オオサン シヨウウ オ生息地	地積 二八・七九八ヘクタ ル 形状 通称持ヶ滝川をはさむ小渓谷で、斜面にはコナラやクリを中心とする群落がみられ、川には餌となるタカラヤ、ザリガニ、カエルなどが生息するなど、県内有数のオオサンシヨウウオ生息の好適地である。	日野郡日野町上菅宇持ヶ滝一三四五 一一から一三四五まで、二三四六一、一三四七一、一六、一三四七一、一二三四七一、一三四八一一及び一三四五八地先	日野郡日野町上菅宇持ヶ滝一三四五 一一から一三四五まで、二三四六一、一三四七一、一六、一三四七一、一二三四七一、一三四八一一及び一三四五八地先
虫井神社	地積 七・〇〇一八五二ヘクタール 形状 高木層にはウラジロガシ、ブナ等が、亜高木層にはヒサカキ、クロモジ等が、低木層にはハイイヌガヤ、エゾユズ等がみられる原始林的極相林である。	大畠郡智頭町大字 大畠字ハセコウ九 六六一、九六七	大畠郡智頭町大字 大畠字ハセコウ九 八
虫井神社		八頭郡智頭町大字 頭町大字 大畠九六八	

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和61年12月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

(1) 学科試験

昭和62年1月29日（木）10時から12時まで

(2) 実地試験

昭和62年1月29日（木）13時から

2 試験場所

(1) 学科試験

倉吉市東巣城町2 烏取県中部総合事務所

(2) 実地試験

倉吉市東巣城町2 烏取県倉吉保健所

3 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和62年1月29日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

(2) ふぐ調理師試験

- ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- イ 健康関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
- ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験手続

(1) 提出書類

ア ふぐ処理師試験

- (ア) 受験願書
- (イ) 履歴書
- (ガ) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (エ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
- (オ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所（住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。）の長の証明書

- ア ふぐ調理師試験
- (ア) 受験願書
- (イ) 履歴書

雑報

報

- (イ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
 (エ) 調理師免許証の写し

- (2) 受験願書の提出先
 所轄保健所に提出すること。

- (3) 受験願書の提出期間
 昭和62年1月5日（月）から同月7日（水）まで

- 6 試験手数料及びその納付方法
 (1) 試験手数料 8,800円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）
 (2) 納付方法
 ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。
 イ 納付した手数料は、返還しない。

昭和61年12月2日

鳥取県交通安全対策会議会長
鳥取県知事 西 尾 国 次

鳥取県交通安全計画の要旨

第1部 計画の構想

第4次鳥取県交通安全計画（昭和61～65年度）の作成に当たっては、人命尊重の理念を基本に、交通機関、それを動かす人間及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、相互の関連を考慮しながら、適切かつ実施可能な方策を総合的に検討し、陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めるものとする。

第2部 道路交通の安全

- 7 試験当日の携行品
 (1) 学科試験
 受験通知書及び筆記用具
 (2) 実地試験
 受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの
 8 合格者の発表
 昭和62年2月10日（火）に所轄保健所に掲示する。

- 9 その他

詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

- 1 道路交通事故のすう勢とその抑止
 近年の交通事故の発生状況を見ると、死者は人口当たり、車両当たりいずれも全国平均を上回っており、今後、「くるま社会」の量的拡大、質的変化が更に進むことを考えれば、これに十分対応した総合的な交通

昭和61年12月2日曜火午後6時

安全対策を、従来にも増して積極的に推進しなければ、交通事故の増加を抑制することはできない。

今後の交通安全施策を考えるに当たっては、道路交通環境の確立、交通道德に基づいた自発的な交通安全意識の高揚、運転者、特に、青少年層、高齢者層の安全運転の確保、被害者救済対策の推進等を図り、交通事故の減少に努め、昭和65年までに死者数を年間45人以下とすることを目指すものとする。

2 講じようとする施策

(1) 道路交通環境の整備

昭和61年度を初年度とする交通安全施設等整備事業五箇年計画に基づき、安全、円滑かつ快適な道路交通の確保を図るため、次の施策を推進する。

ア 信号機の系統化、感応化等の高性能化を図るとともに、交通管制サブセンターの設置等交通管制システムの機能の拡充等を図る。

イ 歩道、自転車歩行者道を重点的に整備するとともに、交差点改良の推進、登坂車線の整備、道路情報提供装置及び分かりやすい案内標識の充実、自転車駐車場、ペーキングメーター等の整備を図る。

ウ シルバーゾーンの設定等生活ゾーン対策の推進、都市総合交通規制の推進、幹線道路の規制の見直し等、地域の特性に応じた効果的な交通規制を行う。

(2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育については、他の生命尊重の理念の下に、家庭、学校、地域、職場等の教育機能の領域別に、幼児、児童・生徒、成人、高齢者等の年齢段階に応じた交通安全教育を実施する。特に、本県は

全国に先がけての長寿社会が予想されることから、高齢者に対しても細かな施策を推進する。

また、広報活動については、春、夏、秋、年末の交通安全運動を中心として、幅広い県民運動を展開するとともに、民間交通安全団体との連携を図り、日常生活に密着した、家庭に浸透するきめ細かな広報を行う。

(3) 安全運転と車両の安全性の確保

指定自動車教習所における教習と運転者の再教育の充実、シートベルト・ヘルメット着用の徹底、運転者の労働条件の適正化及び道路交通情報等の収集と提供体制の強化を図るとともに、自動車の検査・整備体制の充実を図る。

(4) 道路交通秩序の維持

危険性、迷惑性の高い違反の取締りを強化する。特に暴走族取締りを徹底し、暴走族等の根絶を図る。

(5) 緊急時ににおける救助・救急体制の整備

事故による被害者を迅速に救助するため、救助・救急搬送体制、救急医療体制の整備、消防機関と救急医療機関との連携、協力関係の確保及び救急医療情報システムの整備を推進する。

(6) 損害賠償の適正化等

バイクの責任保険（責任共済）への加入と自動車運送事業者等に対する任意保険（任意共済）への加入の促進を図るとともに、交通事故相談活動の充実強化と交通遺児等に対する援助措置の充実を図る。

(7) 道路交通事故原因の総合的な研究調査の推進

交通事故の諸要因に関する統計的充実を図るとともに、データの解

析、事故原因の総合的な研究調査を推進する。

第3部 鉄道交通の安全

鉄道交通の安全を図るため、線路施設の点検と整備、(信号保安設備等の整備、車両の安全性の確保を図るとともに、乗務員及び保安要員の資質の向上、鉄道妨害等による事故を防止するための幅広い広報等に努める。

第4部 踏切道における交通の安全

昭和61年度を初年度とする第4次踏切事故防止総合対策に基づき、踏切道の立体交差化、構造改良の促進を図る。更に、踏切道の利用状況、幅員、交通規制の実施状況を勘案し、踏切保安設備の整備を行うとともに、必要な交通規制を行う。

また、踏切道の統廃合を促進するとともに踏切事故を防止するため、踏切通行者に対し、安全意識の向上を図るための広報活動等を強化する。

正

點

昭和六十一年十一月鳥取県教育委員会告示第十九号（鳥取県指定無形民俗文化財の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、記正す。

頁段行記
七 上 十三 大羽尾菖蒲保存会 大羽尾菖蒲綱保存会